

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理運用要領の制定について

みだしの要領を次のとおり制定し、昭和 6 3 年 2 月 1 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

記

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号、以下「法」という。）第 4 9 条第 1 項のパーキング・メーター（パーキング・メーターに附帯する設備を含む。）及び同条第 2 項のパーキング・チケット発給設備（パーキング・チケット発給設備に附帯する設備を含む。）（以下「パーキング・メーター等」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 パーキング・メーター等の管理に関する事務等の委託及び委託業務の内容

1 管理の委託

パーキング・メーター等の管理に関する事務等は、法第 4 9 条第 4 項の規定により、その一部を道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 6 条の 8 に規定する者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

2 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) パーキング・メーター等の電源の切断、パーキング・チケット発給設備のチケット・ロール紙・インク・リボンの交換及び釣銭の補充を行うこと。
- (2) パーキング・メーター等の利用方法等について、口頭、表示板、チラシ等による広報を行うこと。
- (3) 時間制限駐車区間に駐車しようとする者に対する案内及び指導並びに違反車両について警察官等へ通報を行うこと。
- (4) パーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の収納を行うこと。
- (5) パーキング・メーター等の点検の結果、損傷等の異常を発見した場合は、パーキング・メーター等の設置されている場所を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）及び県本部交通規制課長（以下「主管課長」という。）に対し通報するとともに、必要最小限の休止措置を行うこと。

第 3 管轄署長の任務

管轄署長は、パーキング・メーター等の適正な運用が行われるよう次の措置を講じる

ものとする。

1 故障発見時

パーキング・メーター等の故障を発見したときは、必要な措置を講じ、主管課長に連絡するとともに、パーキング・メーター等の管理業務に従事する受託者に通報すること。

2 交通事故等による破損の場合

パーキング・メーター等が交通事故その他の事由により破損した場合は、「交通安全施設の設置及び管理要綱の制定について」(昭和57年例規(交規)第11号。以下「交通安全施設の設置及び管理要綱」という。)の第5の1の規定を準用する。

3 道路使用許可申請等受理時

祭礼、催物、道路工事等による道路使用の許可を行う上で、パーキング・メーター等の運用が当該申請に係る道路使用に支障を及ぼすと認めるときは、「パーキング・メーター等休止(撤去)申請書」(様式第1号)により主管課長を経て本部長に申請すること。

4 パーキング・メーター等が車庫、建築物等の新設の障害となる場合

パーキング・メーター等が車庫、家屋等の新設の障害となると認められた場合は、パーキング・メーター等休止(撤去)申請書により、主管課長を経て本部長に申請すること。

5 特別点検の実施

風水害、雷害等の発生直後、その他パーキング・メーター等の良好な維持管理を図るため必要があると認められるときは、パーキング・メーター等の損傷の有無、障害物の有無等外観状況の点検を行うこと。

6 設置状況の検討

パーキング・メーター等が交通の実態に適合し、その機能を十分に発揮しているかどうかについて必要な検討を行い、「パーキング・メーター等設置状況検討結果表」(様式第2号)により、主管課長を経て本部長に報告すること。

7 その他

- (1) パーキング・メーター等の適正な運用を図るため、街頭活動を通じて、破損、いたずら等の防止に努めること。
- (2) パーキング・メーター等の設置の趣旨、利用方法等について積極的な広報及び指導を行うこと。
- (3) 受託者から違反車両の通報を受理したときは「駐車違反通報受理簿」(様式第3号)により、その措置を明らかにしておくこと。

第4 主管課長の任務

主管課長は、次の措置を講じるものとする。

1 機能保持

パーキング・メーター等の機能を保持するため、保守業者と保守契約を締結し、別に定める保守仕様書に基づき、パーキング・メーター等の機能全般について、その劣化部分の補修、機器の点検、調整、整備等を行わせること。

2 連絡、報告への対応

- (1) 第 3 の 1 に規定する連絡を受理した場合は、必要な措置を講じること。
- (2) 第 3 の 2 に規定する報告を受理した場合は、「交通安全施設の設置及び管理要綱」の第 5 の 2 の規定を準用する。
- (3) 第 3 の 3、4 及び 6 に規定する申請又は報告を受理した場合又は調査を実施した場合で、必要と認めるときは、パーキング・メーター等の増設、移設、休止又は廃止の要否、保守体制の強化等について検討するとともに、道路管理者に対し、道路構造等の改善を要請すること。

3 管理運用資料の整理、保存

前記 2 により講じた措置を明らかにするため、当該資料を整理、保存すること。

第 5 連携の確保

- 1 管轄署長及び主管課長は、パーキング・メーター等の適正な管理及び運用を図るため、受託者との連携を密にすること。
- 2 管轄署長及び主管課長は、パーキング・メーター等の増設、移設、休止又は廃止の検討に当たっては、関係機関と十分に連絡・協議を行うこと。

別記様式は省略